

国有財産媒介公告書

下記国有財産の売払いに係る媒介業務について公告します。

記

1 媒介業務の対象となる国有財産

物件 番号	所在地	種目	構造	数量	都市計画上の制限等		売却価格
					用途地域	建蔽率/ 容積率(%)	
20	宮崎県宮崎市高岡町五町字井ノ上131番	宅地	—	763.25㎡	一種住居 近隣商業	60/200 80/200	6,280,000円
21	宮崎県宮崎市大字本郷北方字樋渡373番16外2筆	雑種地	—	1,325.21㎡	準工業	60/200	18,000,000円
22	宮崎県延岡市塩浜町4丁目1644番48外1筆	宅地 山林	—	283.09㎡ 131.29㎡	一種住居	60/200	7,540,000円
23	宮崎県西都市大字三納字九流水岩下9634番1	宅地	—	284.05㎡	区域外	—	778,000円
25	宮崎県西臼杵郡日之影町大字岩井川字波帰3422番3	宅地	—	223.53㎡	区域外	—	718,000円

(注1) 上記財産については、売却等の事由により、既に申込みの受付を終了している場合がある。

(注2) 上記財産には、工作物が含まれるものがある。

2 申込者に必要な資格

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号。以下「法」という。）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者（信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和18年法律第43号）第1条第1項の認可を受けた金融機関であつて、宅地建物取引業法第2条第2号に規定する宅地建物取引業を営むものを含む。）であること。

3 媒介契約の型式

一般媒介契約（明示型）

4 媒介契約の契約期間

契約締結の日から3ヶ月を超えない範囲内で国が別途指定する日まで。

5 媒介契約の内容

一般媒介契約書（案）のとおり。

6 申込方法

媒介業務に申し込むために必要な(1)の書類を、(3)に示すいずれかの方法により(2)宛に提出するものとする。

(1) 提出書類

- ① 国有財産媒介申込書 1部
- ② 法第6条の規定により交付された免許証（写） 1部

(2) 申込書等の提出先

九州財務局 宮崎財務事務所 管財課
所在地：宮崎市橘通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎3階
電話番号：0985-22-7101（内線51）

(3) 提出方法

① 持参による提出

持参により申込書等を提出する場合の受付時間は、午前8時30分から12時、午後1時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く。）とする。

② 郵送による提出

郵送により申込書等を提出する場合は、申込書等を封筒に入れた上で、上記(2)の提出先宛に引受及び配達について記録できる方法によるものとする。

③ 上記①、②以外の方法による提出を希望する場合には、下記8の問い合わせ先に連絡すること。

(4) 申込期間

令和7年1月30日(木)まで。

7 その他

本媒介契約は、国土交通省が定めた標準媒介契約約款に基づく契約ではない。

8 問い合わせ先

九州財務局 宮崎財務事務所 管財課

所在地：宮崎市橘通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎3階

電話番号：0985-22-7101（内線51）

以上公告する。

令和6年10月30日

分任支出負担行為担当官

九州財務局宮崎財務事務所長 石川 慎一